

安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて

－ 公的年金を補完する『長寿安心年金』の創設 －

平成 28 年 2 月

一般社団法人 生命保険協会

序

我が国に近代生命保険事業が誕生してから 130 年余、我々生命保険業界は相互扶助の理念のもと、全国 22 万名を超える営業職員、9 万店を超える代理店等のネットワークを通じて、年間約 22 兆円の保険金等をお支払いするなど、我が国の社会保障の一翼を担ってまいりました。

一方で、社会保障制度の前提となる人口構造は、少子高齢化の進展により、高齢者人口が総人口の 4 分の 1 を超える水準に到達し、今後更に増加することが見込まれる等、支える側と支えられる側のバランスは大きく変化してきております。

戦後の日本の成長を支え、社会全体の安心を実現してきた我が国の社会保障制度は、その持続可能性に大きな課題を抱えております。

現在、限られた財源のなかで社会保障制度の持続可能性を高めるべく、政府・関係当局等において、公的保障の役割やその限界を踏まえた様々な議論が進められており、そのなかで、公的保障を補完する私的保障（自助努力）の役割や重要性が、あらためて認識されております。

各種保険商品やサービスの開発・提供を通じて、私的保障（自助努力）を支えてきた我々生命保険業界が担う役割や責任は、より一層大きなものになりつつあると強く感じております。

それらの状況を踏まえ、将来を担う若い世代の方々が、より安心して生活を送るために何が必要か、そのために我々生命保険業界としてできることは何かについて、検討を重ねてまいりました。

本提言では、まず社会保障制度の現状と課題を整理し、社会保障制度の持続可能性を高め、安心社会を実現するための一方策として、年金分野に関する公的保障と私的保障との適切な連携の在り方についてお示しさせていただきました。

本提言が、今後の我が国の社会保障制度改革の一助となることを切に願っております。

平成 28 年 2 月
一般社団法人生命保険協会

EXECUTIVE SUMMARY	．．．	P. 3
-------------------	-----	------

第1章 社会保障制度を取り巻く状況と求められる施策

1. 我が国の社会保障制度が抱える構造的課題	．．．	P. 5
2. 社会保障制度の持続可能性向上に向けた政府等の取組み	．．．	P. 7
3. 私的保障の充実を早期に推進することの重要性	．．．	P. 9
《ご参考》 将来シミュレーションから見る自助努力の重要性	．．．	P. 11

第2章 生活設計における「年金」の重要性

第3章 「年金」における終身給付機能の低下

1. 個人年金における「終身年金」の状況	．．．	P. 15
2. 企業年金における「終身年金」の状況	．．．	P. 16

第4章 公的年金を補完する私的年金制度「長寿安心年金」の創設

1. 公的年金を補完する私的年金に求められる基本的な機能 －「終身性」、「安定性」、「普及可能性」	．．．	P. 17
2. 具体的な制度『長寿安心年金』の内容（イメージ）		
①『長寿安心年金』のベースとなる既存の制度・商品	．．．	P. 17
②低所得者（低年金者）層に重点を置いた政策支援の在り方	．．．	P. 19
③『長寿安心年金』の年金額及び補助金の水準（イメージ）	．．．	P. 19
④国家財政への効果・影響想定	．．．	P. 20
⑤制度運営イメージ	．．．	P. 22

おわりに

《ご参考》ドイツ リースター年金について	．．．	P. 24
----------------------	-----	-------

－ 生命保険協会について －

我が国で生命保険事業を行う全生命保険会社が加盟する一般社団法人であり、生命保険事業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的とした事業を行っています。

課題 1. 生活設計の策定 及び その検討の土台となる年金の重要性

- 一我が国の社会保障制度は、少子高齢化の進展や積み上がる公的債務の存在等により、持続可能性を高めるための見直しが迫られており、国民負担の増加が不可避な状況となっております。
- 一国民一人ひとりにとっては、そうした状況が自身の将来や老後生活等に対する漠然とした不安につながっているように思われます。
- 一将来の国民負担の増加への対応や、漠然とした将来不安の軽減に向けては、国民一人ひとりが、自らの生活設計を立て、必要な事前準備を行うことが、より一層重要となります。
- 一生活設計の策定にあたっては、就業や結婚等の多くの要素を考慮する必要がありますが、どのような場合であれ、自身の確実かつ安定的な老齢期の所得確保（年金）は、重要な検討項目であり、必要となる年金額を積み立てるために要する期間を考慮すると喫緊の課題でもあります。

課題 2. 「長生き」への備えとなる終身年金の重要性

- 一老齢期の所得確保を考えるうえで、「長生き」への備えとなる公的年金及び私的年金の「終身給付」機能は、特に重要な機能となります。
- 一しかしながら、社会保障制度を取り巻く環境等から、公的年金の給付水準は低下していく可能性が高く、私的年金についても、平均寿命の更なる伸長や歴史的な低金利の影響等により、個人年金・企業年金ともに、終身年金を提供することが困難な環境となりつつあります。
- 一これらは、社会全体の「長生き」への対応力が低下することを意味しており、今後、平均寿命がますます伸びていく見込みであること等を踏まえると、近い将来に顕在化する大きな課題ではないかと考えております。

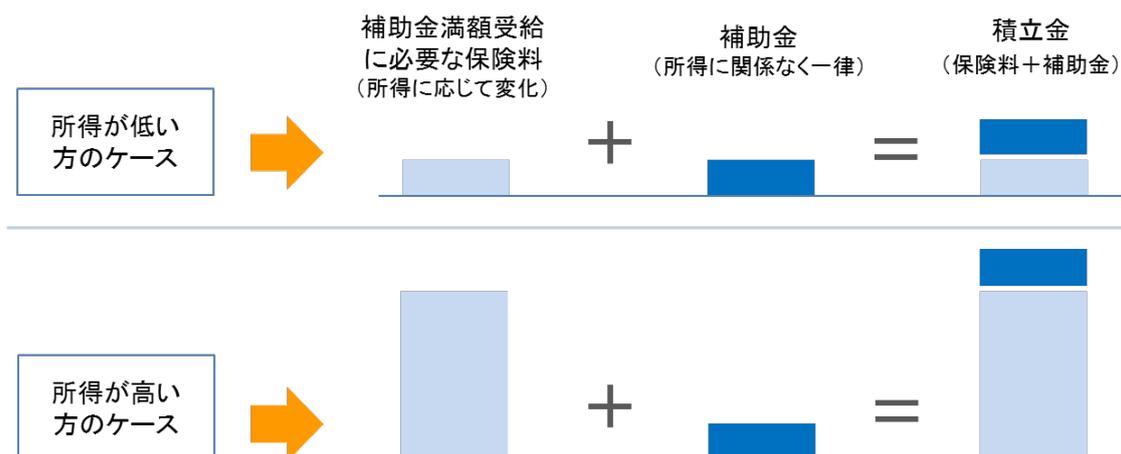
提 言 終身給付等の機能を備えた『長寿安心年金』の創設

—前述の課題を踏まえ、公的年金を補完する私的年金制度に求められる基本的な機能は、「**終身性**」、「**安定性**」、「**普及可能性**」の3点であると考えます。

1. 終身性	人は何歳まで生きるか予測できないため終身給付が必要
2. 安定性	運用成果等によって大きく減少することがない安定的な給付が必要
3. 普及可能性	全国民を対象とし、シンプルでわかりやすい制度であることが必要

—また、制度の普及を強力に推進する観点から、**保険料支払時に定額の補助金を支給し**、制度加入のメリットを国民一人ひとりにわかりやすく伝えることによって、**所得に応じた自助努力を政策的に促す**ことも重要であると考えます。

保険料と補助金の関係(イメージ)



—それらの機能を備えた具体的な制度イメージとして、**『長寿安心年金』の創設**を提言いたします。本制度の創設により、公的年金の給付水準の低下を補い、生涯にわたる年金受給額等の予見可能性を高め、国民一人ひとりの生活設計や必要な自助努力を支えることが期待できます。

—当会としては、こうした公と私の適切な連携によって、社会保障制度の持続可能性を向上させ、一人ひとりが自分らしく生き生きとした生活を送ることができる**真の安心社会の実現につながっていく**と考えます。

以 上

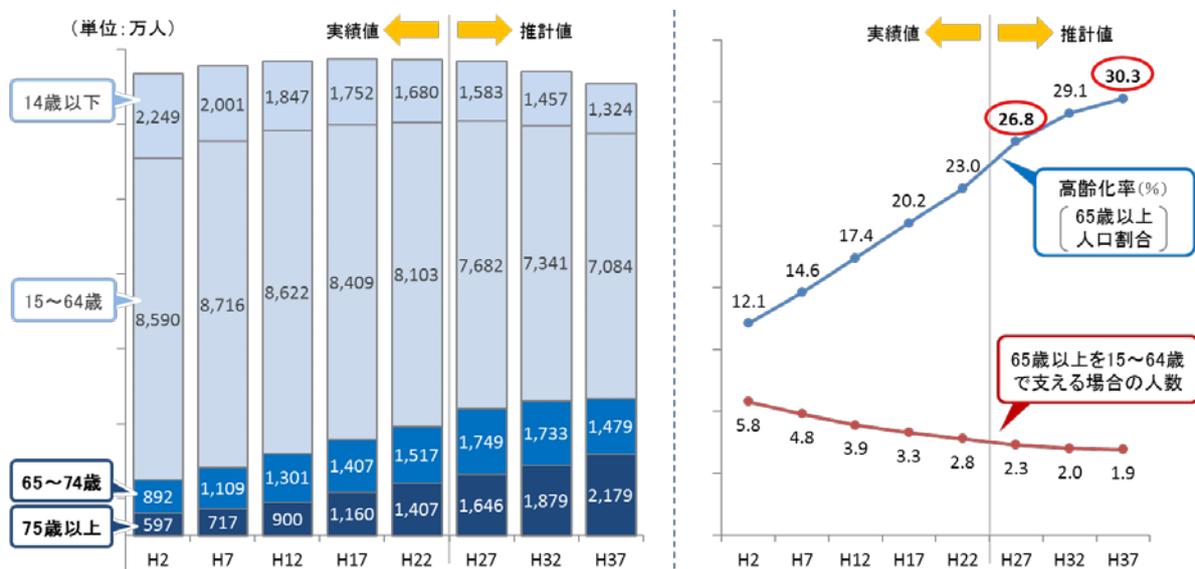
第1章 社会保障制度を取り巻く状況と求められる施策

我が国の社会保障制度は、多くの関係者の英知や努力によって、国民皆保険・皆年金が整備され、安心社会の実現に大きく寄与してまいりました。しかしながら、急激な少子高齢化の進展、公的債務残高の増大等によって、社会保障制度を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっております。

1. 我が国の社会保障制度が抱える構造的課題

我が国の人口構造は、総人口が減少局面に突入するとともに、高齢者の比率が25%に達するなど、急速に高齢化が進んでおります。今後この状況は更に進み、10年後に高齢者の比率は30%を超え、国民の3人に1人が高齢者になると予想されております（図表1）。

【図表1】日本の将来推計人口



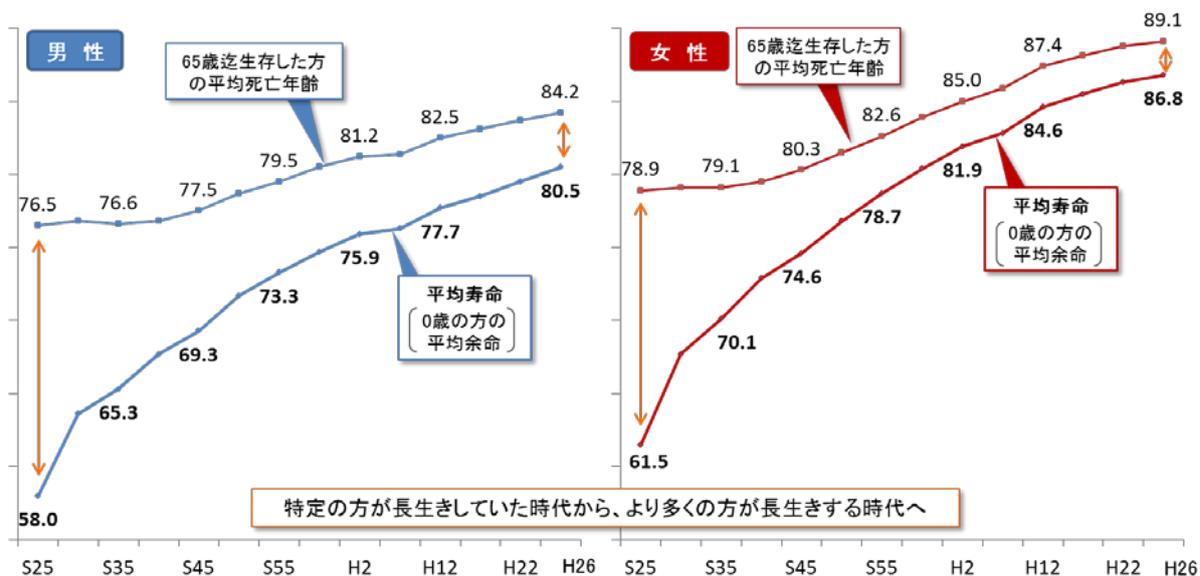
※出典：内閣府「平成27年版高齢社会白書」より作成

社会保障制度改革国民会議がとりまとめた報告書¹にもあるとおり、国民一人ひとりの寿命が伸長していくこと（図表2）は、社会保障制度の大きな成果の一つではありますが、未婚・晩婚化等に起因する少子化も同時に進んだ（図表3）結果、少子高齢化という、社会保障制度における大きな構造的課題が生じております。

基本的に現役世代が高齢者等を支える仕組みである我が国の社会保障制度において、少子高齢化が進展するということは、支える側と支えられる側のバランスが悪化し、社会保障制度の持続可能性が低下することにつながります。

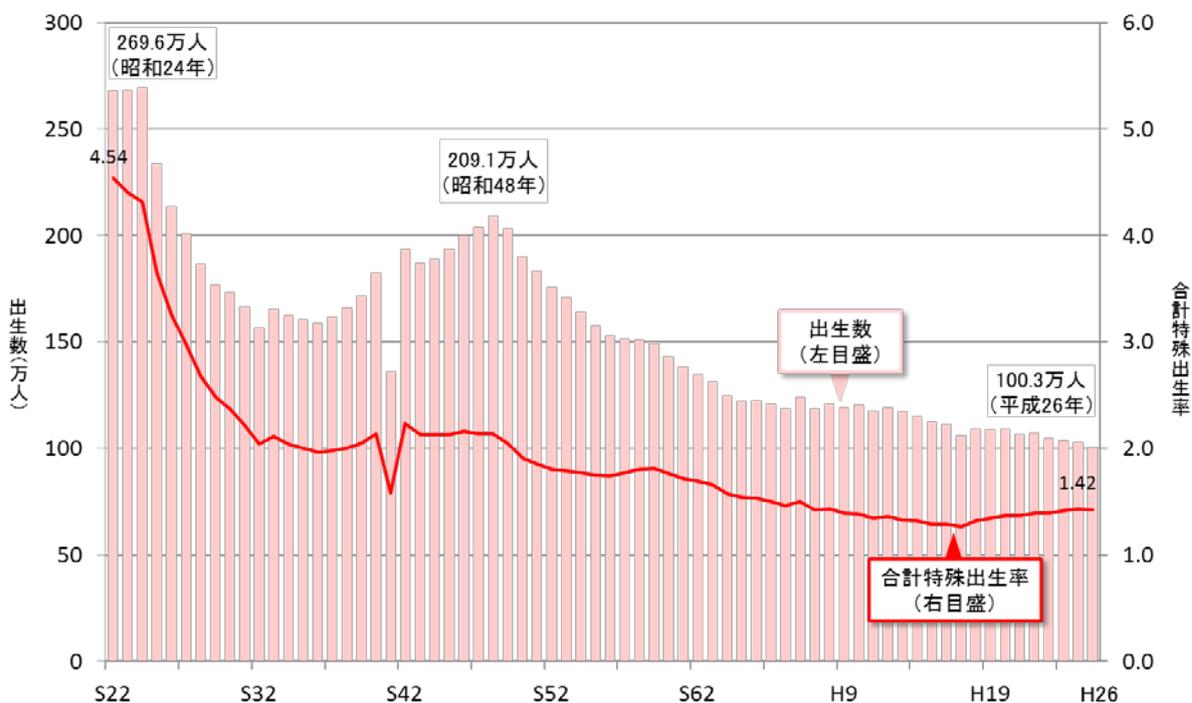
¹ 社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議することを目的に設置（H25.8.6に報告書を公表）。

【図表2】 平均寿命等の推移



※出典：厚生労働省「平成 26 年簡易生命表の概況」より作成

【図表3】 出生数・合計特殊出生率²の推移

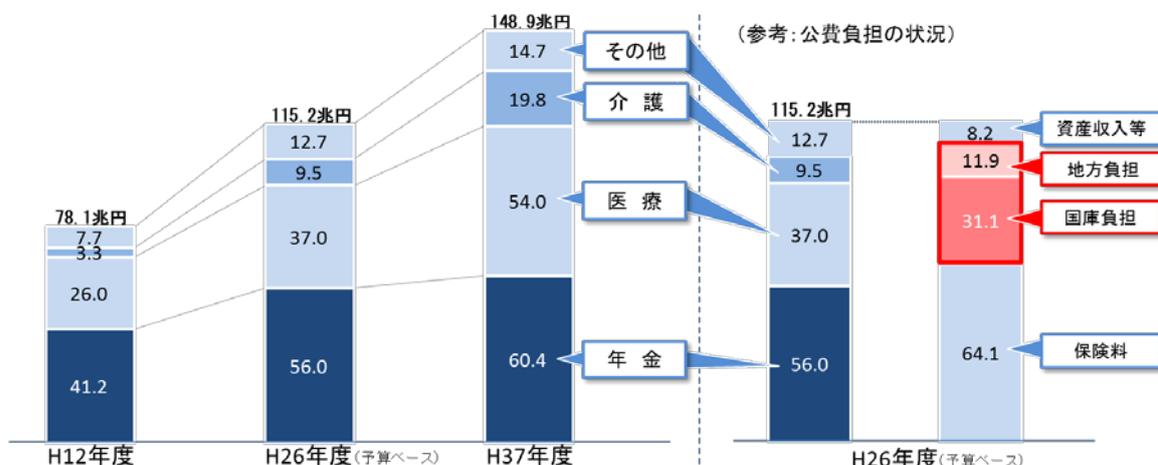


※出典：厚生労働省「平成 26 年（2014）人口動態統計（確定数）の概況」

² 合計特殊出生率とは「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当。

また、社会保障給付費については、足元で既に年間 110 兆円を超える水準に達し、高齢者の増加等に伴って、約 10 年後には 150 兆円程度まで膨らむ可能性が示されております(図表 4)。

【図表 4】 社会保障給付費の状況



※出典：財政制度等審議会 財政制度分科会資料（H27. 4. 27）より作成

我が国の社会保障制度には、その財源として、社会保険料とともに多くの公費（税財源）が投入されており、社会保障給付費の増加は、税金としても現役世代等に重くのしかかります。

現役世代等で賄えない費用については、赤字国債の発行等によって、将来の世代にツケとして回されていくこととなりますが、それも限界に近づいております。

社会保障制度の見直しが遅れば遅れるほど、これらの影響は大きなものとなるため、財源の確保や給付水準の調整など、収入・支出両面での改革は喫緊の課題であります。

2. 社会保障制度の持続可能性向上に向けた政府等の取組み

これらの状況を踏まえ、政府・関係当局等において、社会保障制度の持続可能性を高めるための様々な取組みが進められております。

収入面の取組みについては、アベノミクス“三本の矢”をはじめとした景気対策、女性や高齢者の活躍推進・少子化対策等による労働力人口の増加、専門的な技術や能力を有する高度人材の育成・IT化の推進等による生産性向上等の取組みに加え、消費税の増税等、近年にたく強力に進められており、その成果も着実に始出てきていると思われま。

平成 27 年 9 月に公表された“新三本の矢”においても、基本的な政策の方向性は継承されているものと認識しております。

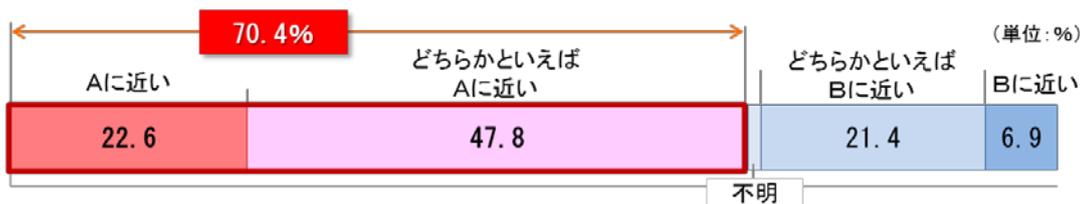
支出面の取組みについては、社会保障審議会や財政制度等審議会等によって、給付の抑制や効率化・重点化の検討が進められており、特に年金分野については、マクロ経済スライドの導入等によって、年金財政の均衡が図られる仕組みが導入されております。

社会保障給付費が膨らみ続けている現状を踏まえると、持続的な経済成長を目指しつつ、収入・支出両面で社会保障制度の見直しを進めていくことは、正しい方向性であると認識しております。こうした見直しが進められるなかでは、公的保障の給付水準の低下を、私的保障（自助努力）によって補っていくことが、今以上に求められることとなります³。

国民一人ひとりの目線でみても、多くの方が増税等を前提とした公的保障の充実よりも、自身のライフスタイル等に応じて対応ができる自助努力への支援を望んでおります（図表5）。

【図表5】生活保障の準備に対する考え方

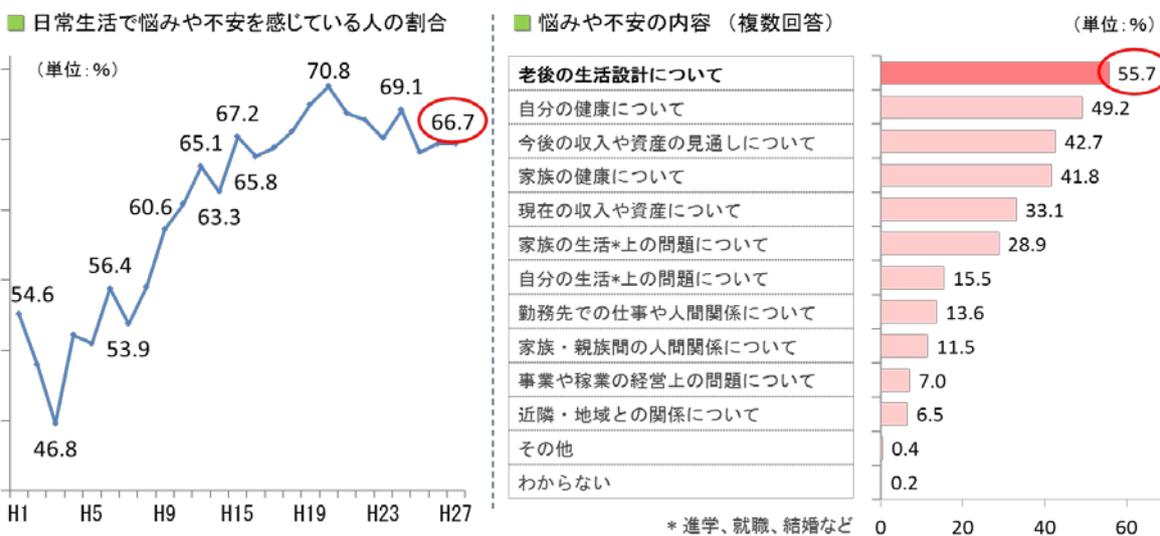
A：自助努力のための支援を充実して欲しい
 B：今よりも高い社会保険料や税金を払ってもよいので、公的保障を充実して欲しい



※出典：生命保険文化センター「平成27年度生命保険に関する全国実態調査」

しかしながら、政府・関係当局等における負担の増加や給付の抑制等の検討次第では、今後どの程度の自助努力が必要となるかは不透明な状況であるため、多くの方が自らの老後生活に対して漠然とした不安を感じておられます（図表6）。

【図表6】日常生活での悩みや不安について



※出典：内閣府「国民生活に関する世論調査（平成27年6月調査）」

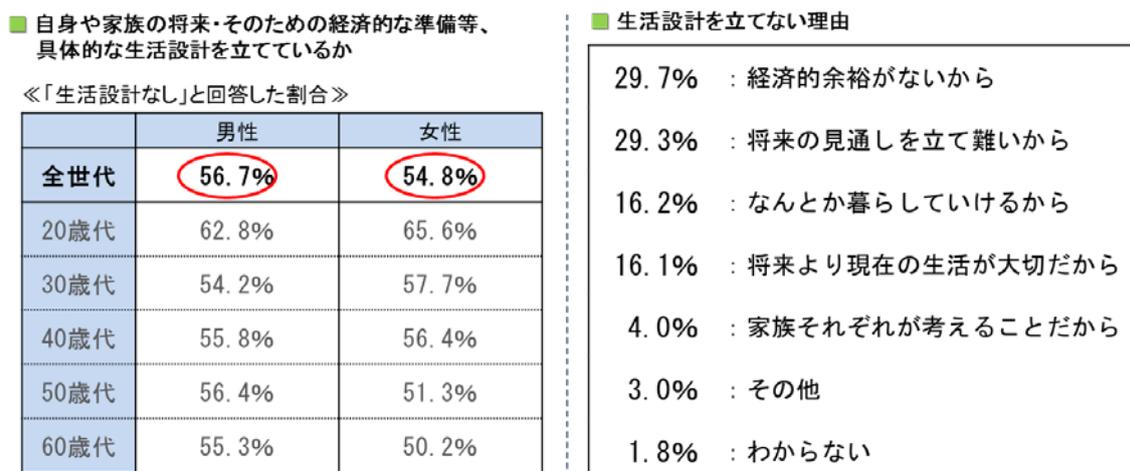
³ 「「自助努力を支えることにより、公的制度への依存を減らす」ことや、「負担可能な者は応分の負担を行う」ことによって社会保障の財源を積極的に生み出し、将来の社会を支える世代の負担が過大にならないようにすべきである。」（社会保障制度改革国民会議報告書（H25.8.6））

3. 私的保障の充実を早期に推進することの重要性

私的保障（自助努力）の準備には、準備を開始する時点での健康状態が良好であること⁴や長い積立期間等が必要となることから、一人ひとりが将来を見据えた生活設計をしっかりと立て、それに合わせた対応を着実にやっていくことが大変重要となります。

その一方で、**図表7**のとおり、半数以上の方が、将来に向けた具体的な生活設計を立てておらず⁵、その理由として、「経済的余裕がない」、「将来の見通しを立て難い」、「なんとか暮らしていけるから」といった理由が挙げられております。

【図表7】生活設計の検討状況



※出典：生命保険文化センター「平成25年度生活保障に関する調査」

「経済的余裕がない」という理由に対しては、景気対策・雇用対策等を着実に進めていくことが求められますが、「将来の見通しを立て難いから」等の理由に対しては、行動経済学の観点（**図表8**）等も踏まえれば、若年期から生活設計を立てていくことを政策的に促していくことが必要であると考えます。

【図表8】加入者の心理的傾向と老後の所得確保

- 行動経済学では、人々が将来よりも現在の利益に大きなウェイトを置いてしまう傾向が示されており、こうした傾向を前提とした仕組みが必要との指摘がある。
- こうした点を踏まえると、老後に確実に所得を受け取れるような制度が求められる。

※出典：社会保障審議会 企業年金部会資料（平成26年10月14日）より抜粋

高成長・人口増等によって公的保障の持続可能性が保たれていた時代は、しっかりとした生活設計がなくとも「なんとか暮らしていける」といえたかもしれませんが、前述の状況を踏まえると、今後もその状況が続く可能性は低いと考えられます。

⁴ 一般的に死亡保険や医療・介護保険の加入にあたっては、健康状態等に関する診査を受けることが必要。

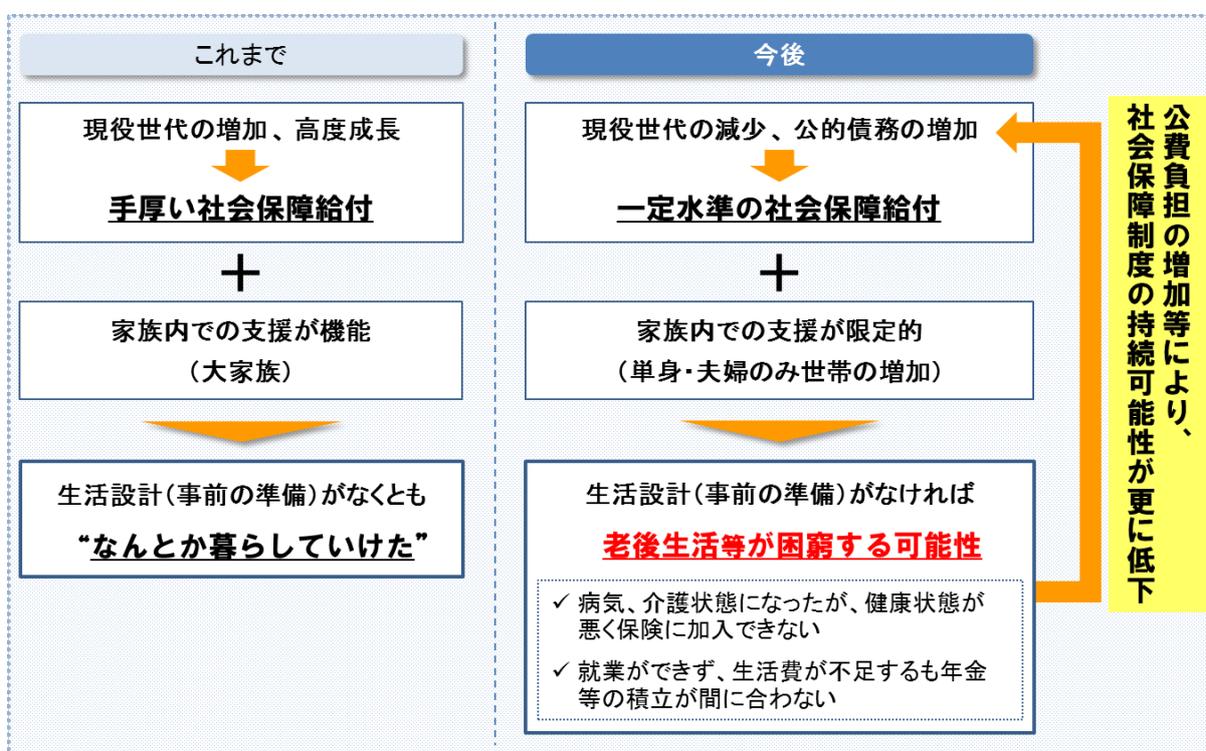
⁵ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査]（2015）」においても、6割を超える方が「生活設計を立てていない」と回答。

いざ私的保障（自助努力）が求められる状況（罹患時や退職時等）に至った際に、準備が不十分だった場合、その時点であらためて私的保障（自助努力）を求めることは難しく、社会全体（公費）で支えていく必要が生じます。

これまで公的保障が担ってきた領域の一部を私的保障（自助努力）にシフトしていくことが方向性として明確に示されているにもかかわらず、私的保障（自助努力）の充実・促進に関する施策は、規模の面からも、スピードの面からも、十分なものではありません。

国民一人ひとりの不安を払拭し、真の安心社会を実現⁶していくためにも、私的保障による補完部分も含めた社会保障制度全体の将来ビジョンをわかりやすく示し、その実現に向けた施策（政策支援等）を早期かつ強力に進めていくことが非常に重要であると考えます（図表9）。

【図表9】「生活設計」の策定 及び 政策支援の重要性（まとめ）



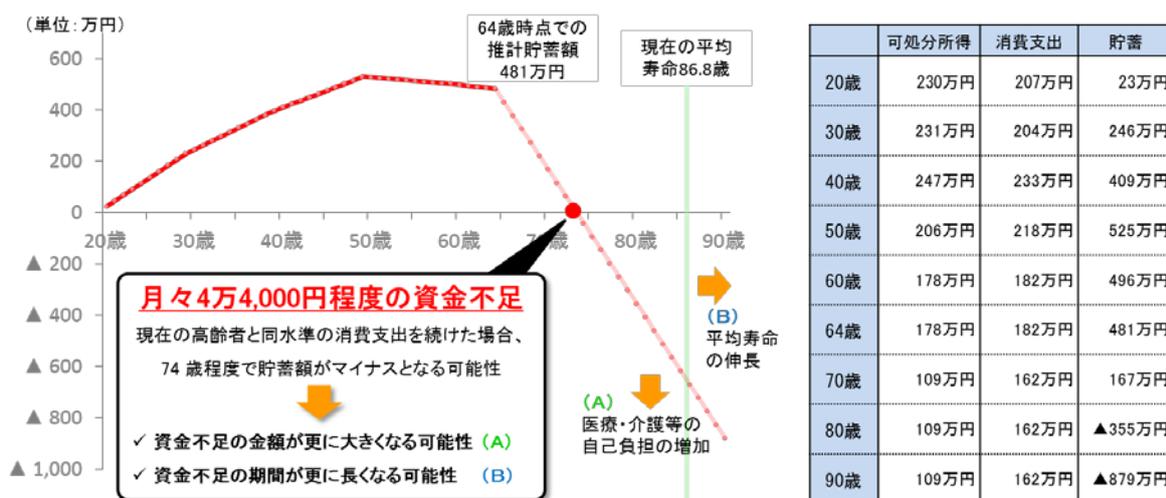
社会保障制度全体の将来ビジョンをわかりやすく示し、その実現に向けた施策を早期かつ強力に進めていくことが重要
（若年期から生活設計を立てていくことを政策的に促していくことが必要）

⁶ 「社会保障の持続可能性にとつとりわけ重要なことは、子育て中の人々など若い人々が日々の暮らしに安心感を持ち、将来に対し、夢と希望が持てることであり、社会保障制度改革は、こうした視点から取り組む必要がある。」、「社会保障の若い世代の将来への不安を安心と希望に変えることこそが、社会保障の役割であり、本質である。」（社会保障制度改革国民会議報告書（H25. 8. 6））

〈ご参考〉 将来シミュレーションから見る自助努力の重要性

- 一 公的年金の給付水準は、マクロ経済スライドの実施により、段階的に低下していく見込みであり、平成 26 年財政検証結果によれば、今後の出生率や死亡率が中位で推移したとしても、将来的に、基礎年金の給付水準が▲29%～▲50%程度、厚生年金の給付水準が▲2%～▲36%程度低下すると見込まれています。
- 一 公的年金の給付水準が低下していくなかで、現在 20 歳の単身女性（所得中位）が高齢者（無職・年金受給）になった際に、現在の高齢者と同水準の生活（消費支出）を続けた場合、月々▲4万4,000円程度の資金不足となる見込みです。
- 一 将来、医療・介護等にかかる自己負担が増加していく可能性が高いことを踏まえると、現在若い方ほど老後に資金不足となる可能性は高くなり、加えて、平均寿命が伸びていくことにより、その影響が更に長くなる可能性があります（図表 10）。
- 一 就業期間の延長や公費による支援（生活保護等）での対応に一定の限界があることを踏まえると、自助努力の重要性が増していることは明らかであります。

【図表 10】 現在 20 歳（女性・単身・所得中位）の方の将来シミュレーション



(注) 上記シミュレーションは、(株)ニッセイ基礎研究所にて以下の条件等により試算

○試算に用いた基礎数値（可処分所得、消費支出等）は、総務省「平成 21 年全国消費実態調査」を利用。

○65 歳以降の可処分所得（主に公的年金）については、次の方法で推計。

- ・ 20～64 歳の「勤め先収入」を使って、当該世帯の水準低下前のモデル年金額（基礎年金/厚生年金別）を推計。
- ・ 推計したモデル年金額のパーツ（基礎年金/厚生年金）別の比と、当該世代（現在 20 歳・60 歳）のパーツ別の所得代替率の低下率を使って、当該世帯の水準低下後の年金額を推計。
- ・ 所得代替率の低下率は、平成 26 年財政検証結果のうち「経済前提 E・出生中位・死亡中位」のケースを利用。
- ・ 水準低下後の年金額に、全国消費実態調査の可処分所得/公的年金額の比を掛けて、可処分所得を推計。

○64 歳までの可処分所得（収入や、税・社会保険料等の非消費支出）及び消費支出については、将来的な変化を反映していない。

○各年の貯蓄額は、64 歳までは前年の貯蓄額+当年の可処分所得×金融資産純増率、65 歳以降は前年の貯蓄額+当年の可処分所得-消費支出、で計算。

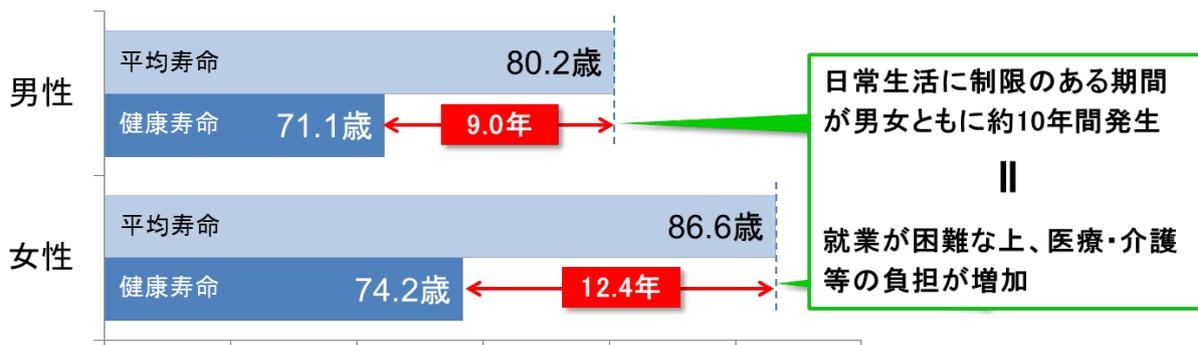
第2章 生活設計における「年金」の重要性

国民一人ひとりが将来に向けた自らの生活設計を立てるにあたっては、就業や年金等によって、現在及び老後にどの程度の収入が得られるかが重要な要素となります。

現役時代の収入の安定は、個人消費の活性化や結婚・出産の後押し等につながり、また、公的年金の受取額の増加等によって、老後の生活の安定にもつながるため、現在進められている失業者対策、社会保険の適用拡大、非正規雇用労働者の正規雇用化の促進等は、大変重要な取り組みとなります。

一方で、老齢期においては、元気に働き続けられることが望ましいものの、加齢に伴って、働くことそのものが困難になる可能性があります（図表 11）。そのため、生活設計における老齢期の所得については、就業を前提とするのではなく年金を中心に保守的な検討を行うことが重要と考えられます。

【図表 11】 平均寿命と健康寿命⁷の差



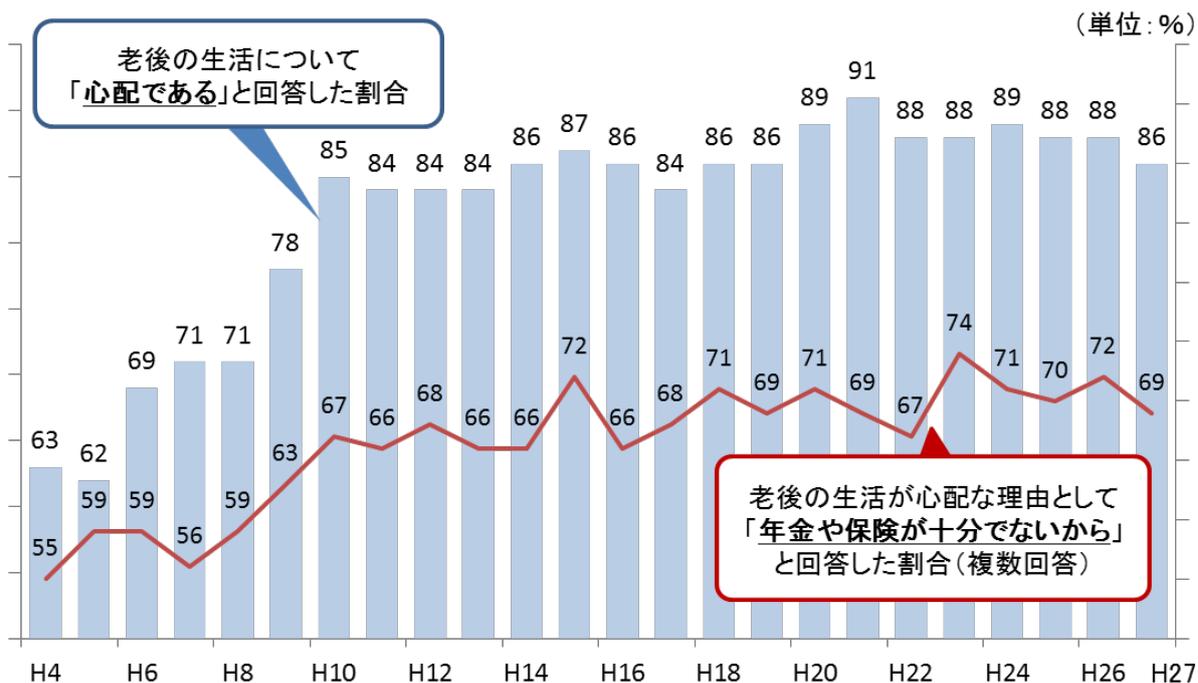
※出典：厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料（H27.9.14）より作成

家計の金融行動に関する世論調査においても、老後の生活に不安を感じる最も大きな理由として、年金等が不十分であることがあげられており（図表 12）、また、多くの方が年金の充実を望んでおります（図表 13）。

今後、更に平均寿命が伸びていくこと、マクロ経済スライドの実施に伴う公的年金の給付水準の低下が見込まれていること、年金の準備（積立）に大変長い期間が必要になること等を踏まえると、公的年金を補う私的年金制度を整備することは喫緊の課題と考えます。

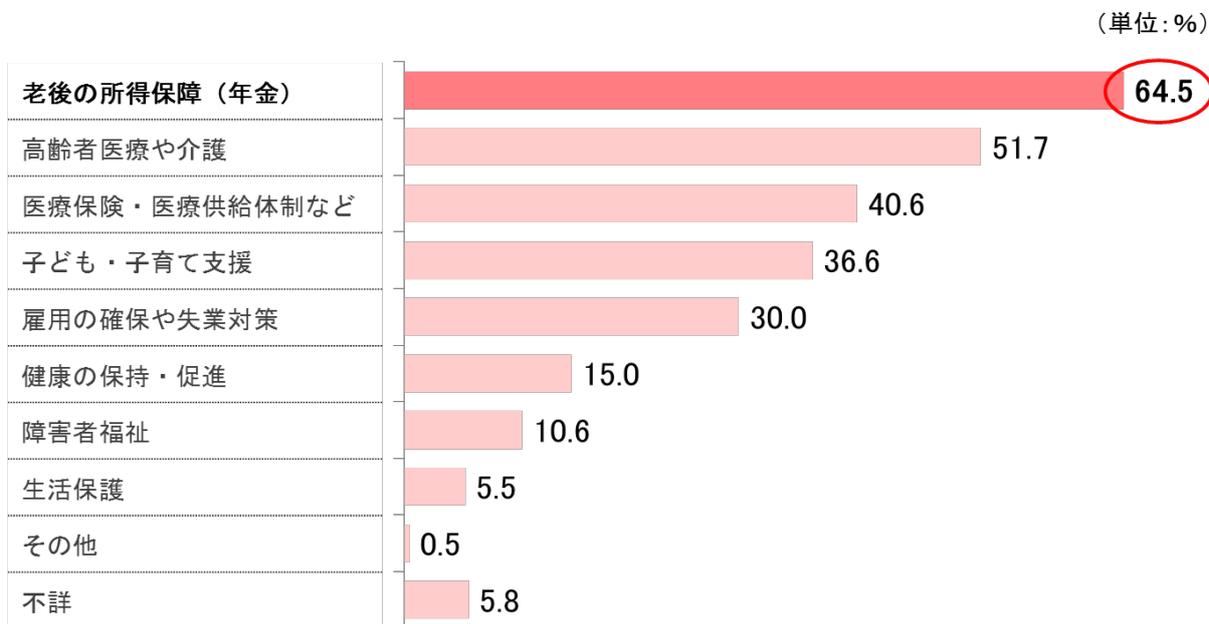
⁷ 健康寿命とは、日常生活に制限のない期間であり、日常生活の制限の有無については、国民生活基礎調査における質問「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。」にて確認。

【図表 12】「老後の生活が心配」と回答し、その理由として「年金等が不十分」との回答推移



※出典：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査] (2015)」

【図表 13】今後充実させる必要があると考える社会保障の分野 (複数回答)



※出典：厚生労働省「平成 25 年社会保障制度改革に関する意識等調査報告書」

第3章 「年金」における終身給付機能の低下

人は何歳まで生きるか正確に予測することはできないため、老後のための備えが枯渇してしまう等といった長生きに起因するリスク（長生きリスク）が存在します。長生きリスクへの対応には、生存している限り一定の年金が給付されるという終身給付機能が重要です。この終身給付機能については、これまで公的年金が主にその役割を担い、私的年金がそれを補ってまいりました。

しかしながら、公的年金については、**図表 14** のとおり、マクロ経済スライドの実施に伴い、中長期的な給付水準の調整が見込まれております。

【図表 14】 標準的な厚生年金の所得代替率の将来見通し



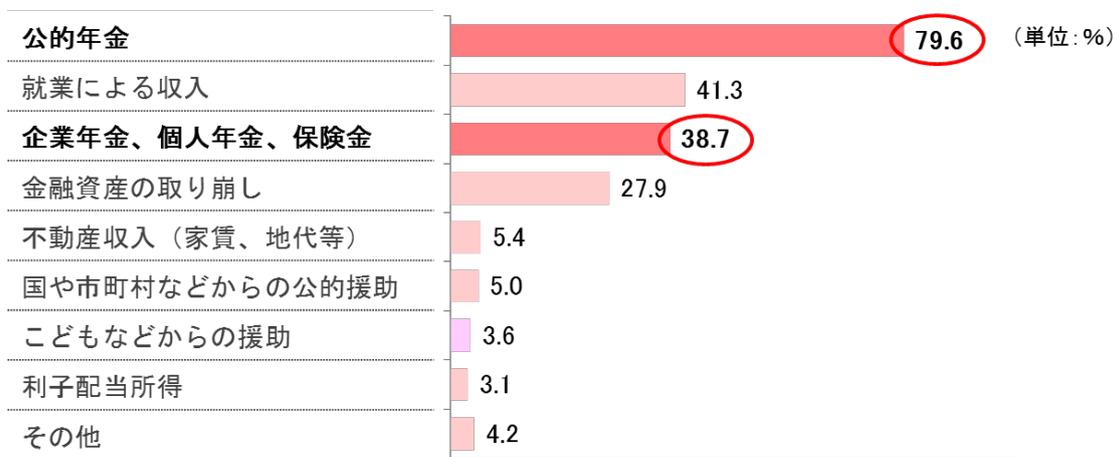
(注) 仮に、機械的に給付水準調整を続けた場合の値

※出典：平成 26 年財政検証結果、社会保障審議会企業年金部会資料（H26.10.31）

また、個人年金・企業年金等の私的年金は、老後の生活費を支えるものとして、広く認知されておりますが（**図表 15**）、個人年金・企業年金においても、平均寿命の伸長や歴史的な低金利の影響等によって、終身給付機能を有する終身年金を提供することは困難な環境となりつつあります。

平均寿命の伸長によって、長生きリスクへの対応が今後より一層求められてくることに反して、公的年金・私的年金双方において終身給付機能が大きく低下してきていることは、近い将来に顕在化する大きな課題であると考えます。

【図表 15】 老後における生活資金源（3つまでの複数回答）



※出典：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査]（2015）」

1. 個人年金における「終身年金」の状況

生命保険会社が終身年金の提供を行うにあたっては、将来の平均寿命を予測したうえで、長期にわたって確実な給付を行うことが求められます。現在のように、平均寿命が伸び続け、かつ歴史的な低金利が続いている環境下では、終身年金に高い利回りを設定することは困難な状況となっております（図表 16）。

【図表 16】終身年金の払込保険料と受取総額



※男性 50 歳加入・60 歳年金受取開始、保険料／月：3 万円（A 社の例）

また、終身年金は、本来、長生きリスクに対する“保険”ではありますが、契約者の視点においては、一般の金融商品と同様に、保険料の支払い総額と年金の受取り総額とを単純に比較してしまいがちであることや、前述（図表 8）のとおり、将来の利益よりも現在の利益をより重視しやすい心理的傾向等もあって、足元の個人年金における終身年金の選択率は、ほぼゼロに近い水準となっております（図表 17）。

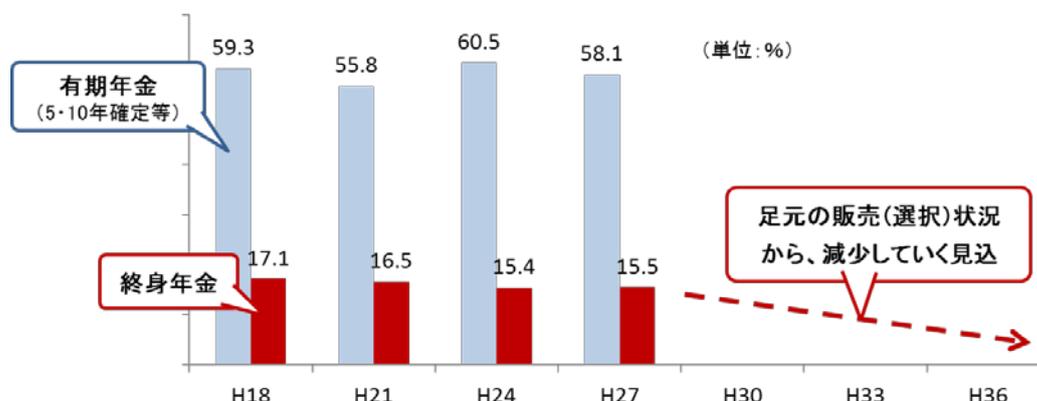
【図表 17】個人年金の年金受取方法の選択状況

年金受取方法	選択件数	選択率
有期年金（5・10年確定年金等）	54,167 件	96%
終身年金（含、保証期間付）	2,073 件	4%

※平成 26 年度に受取開始した個人年金の選択状況（A 社の例）

上記の結果、過去に終身年金を選択された方も含めた加入者でみても、終身年金の選択は減少傾向にあり、足元の販売（選択）状況を踏まえると、今後その傾向は急速に進んでいくことが予想されます（図表 18）。

【図表 18】現在、加入している個人年金保険の選択状況（複数回答）



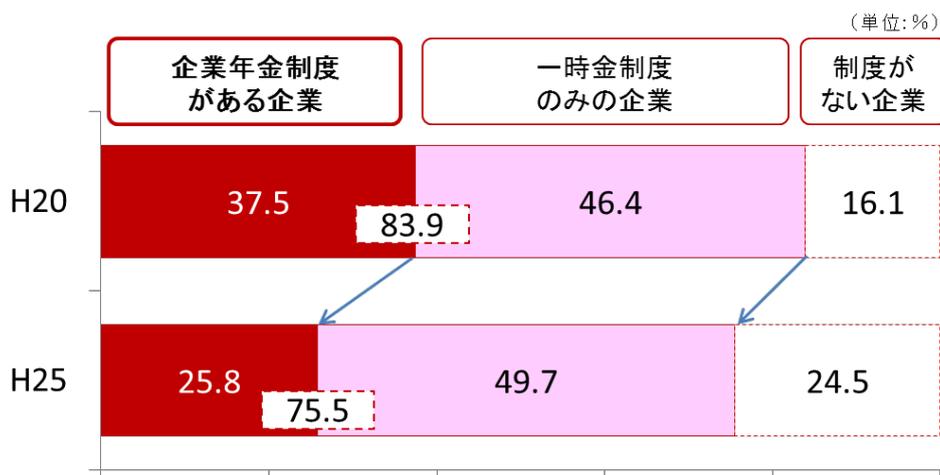
※出典：生命保険文化センター「平成 27 年度 生命保険に関する全国実態調査」

2. 企業年金における「終身年金」の状況

現在、退職給付制度（企業年金・一時金）を実施している企業は、全企業の75%程度となっており、企業年金制度がある企業は全企業の25%程度にとどまっております（図表19）。

企業年金制度を実施している企業においても、退職給付債務の圧縮の観点等から終身年金が選択できない場合や、選択できたとしても、前述の個人年金と同様の理由から、終身年金が選択されることは極めて限定的な状況となっております（図表20）。

【図表19】 退職給付制度の実施状況



※出典：厚生労働省「平成25年就労条件総合調査」

【図表20】 退職給付制度における選択状況

■ 新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況

	確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC) [企業型]
年金	18%	6%
年金と一時金	10%	94%
一時金	72%	

■ 終身年金の選択状況

	確定給付企業年金 (DB) [規約型]	確定拠出年金 (DC) [企業型]
有期年金	82.1%	58.1%
終身年金	9.1%	25.6%
不明	8.8%	16.2%

終身年金の選択率は2%程度

※ DB制度は、厚生労働省「平成25年就労条件総合調査」の特別集計により作成。
 ※ DC制度は、企業型が対象。記録関連運営管理機関による調査(平成24年度)に基づき年金局で作成。

〔年金と一時金双方を受給している者は、年金受給者と一時金受給者のいずれか一方に計上して集計されている。〕

(出所) 人事院「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果」平成24年3月

※出典：社会保障審議会企業年金部会資料 (H26.10.14) より作成

第4章 公的年金を補完する私的年金制度「長寿安心年金」の創設

1. 公的年金を補完する私的年金に求められる基本的な機能

これまでの内容を踏まえ、公的年金を補完する私的年金に求められる機能として、人は何歳まで生きるか予測できず（老後のために、どの程度のお金を準備すればよいか分からない）、また、加齢によって就業等による新たな収入を得ることが困難になる可能性が高くなること等から「終身性」は非常に重要な機能となります。

次に、「終身性」が備わっていたとしても、年金額が投資知識や経験等の不足によって、大きく減少することとなった場合は、一定の収入を確実に確保することができません。そのため、「安定性」も重要な機能となります。

最後に、公的年金を補完するためには、一部の企業の就業者等だけではなく、全国民が対象となり、加えてシンプルでわかりやすいといった「普及可能性」が求められます。

《公的年金を補完する私的年金に求められる基本的な機能》

1. 終身性	人は何歳まで生きるか予測できないため終身給付が必要
2. 安定性	運用成果等によって大きく減少することがない安定的な給付が必要
3. 普及可能性	全国民を対象とし、シンプルでわかりやすい制度であることが必要

2. 具体的な制度『長寿安心年金』の内容（イメージ）

①『長寿安心年金』のベースとなる既存の制度・商品

上記3つの基本的な機能を備えた私的年金制度を検討するにあたっては、時間や費用等の観点から、既存の制度・商品をベースに検討することが合理的です。特に重要な機能である「終身性」の機能を有する制度・商品としては、以下のものがあげられます。

個人型	： 個人年金 ⁸ 、個人型DC（確定拠出年金）
企業型	： DB（確定給付企業年金）、企業型DC

例えば、DC（個人型・企業型）において、一定額を安定的な資産で運用することや終身年金での受取を一定担保・誘導できるのであれば、本提言における課題への対応策の一つになると考えられますが、以降のシミュレーション等では、現時点で安定性及び普及状況の観点から優位性が認められる「個人年金」をベースに検討を行います。

具体的な制度・商品の基本設計については、様々なバリエーションが考えられますが、上記3つの基本的な機能等を備えるために、例えば、**図表 21**のような基本設計が考えられます。

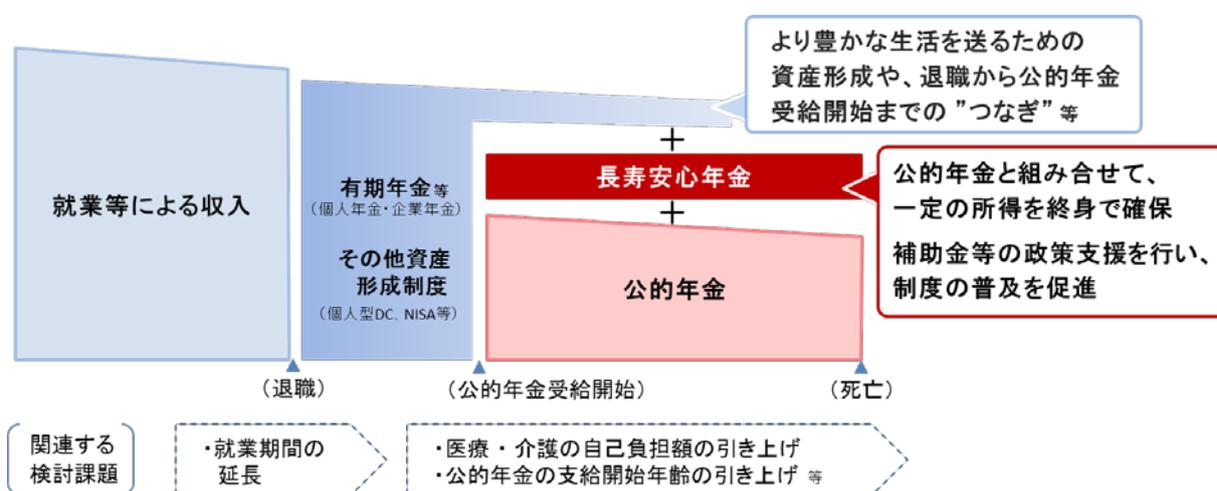
⁸ 企業が諸手続き等を取りまとめて行う従業員拠出型年金を含む。

【図表 21】 制度・商品の基本設計（制度の特徴）

終身給付	・ 被保険者が生存している限り、年金の支払いを保証する
利率保証あり	・ 一定額の年金の支払いを保証する
政策支援あり	・ 加入を促すためのインセンティブとして、保険料の支払時 ⁹ に補助金を支給する（後述）
加入制限なし	・ 全国民（国民年金・厚生年金の加入者）を加入対象とする（国民年金の未納者や免除者は加入不可）
保険料の払込期間は 60 歳迄	・ 保険料の払込期間については、高齢期の負担を抑制する観点から、原則 20 歳から 60 歳迄とする
積立時の中途引出可	・ 様々なライフイベントに対応するため、中途引出は可とする（但し、一定のペナルティ ¹⁰ あり）
支給開始年齢は 65 歳から	・ 支給開始年齢は、将来の公的年金の支給開始年齢とあわせ、65 歳 ¹¹ からとする
本人死亡により年金支給停止	・ 公的年金と同様に、支給開始後に被保険者本人が死亡した場合、一時金等の支払は原則 ¹² 行わない

なお、本制度と既存制度等との関係については、図表 22 のとおり、本制度は公的年金の機能（終身給付等）をより直接的に補完するものとなります。

【図表 22】 『長寿安心年金』と既存制度等との関係（イメージ）



⁹ 保険料の払込み方法は毎月一定額の保険料を積立てる平準払いを想定するも、企業年金における一時金選択率が高い状況等を踏まえ、一時払の取扱いについても別途検討が必要。

¹⁰ 安易な引出しを抑制する観点等から、中途引出しのペナルティとして、補助金総額（含む利息）を国庫へ返還すること等が考えられる。

¹¹ ライフスタイルの多様化等を踏まえ、支給開始年齢の繰上げ（60 歳等）・繰下げ（70 歳等）を可能とすることも考えられる。

¹² 遺族感情等を考慮し、10 年間の保証期間を設定すること等も考えられる。

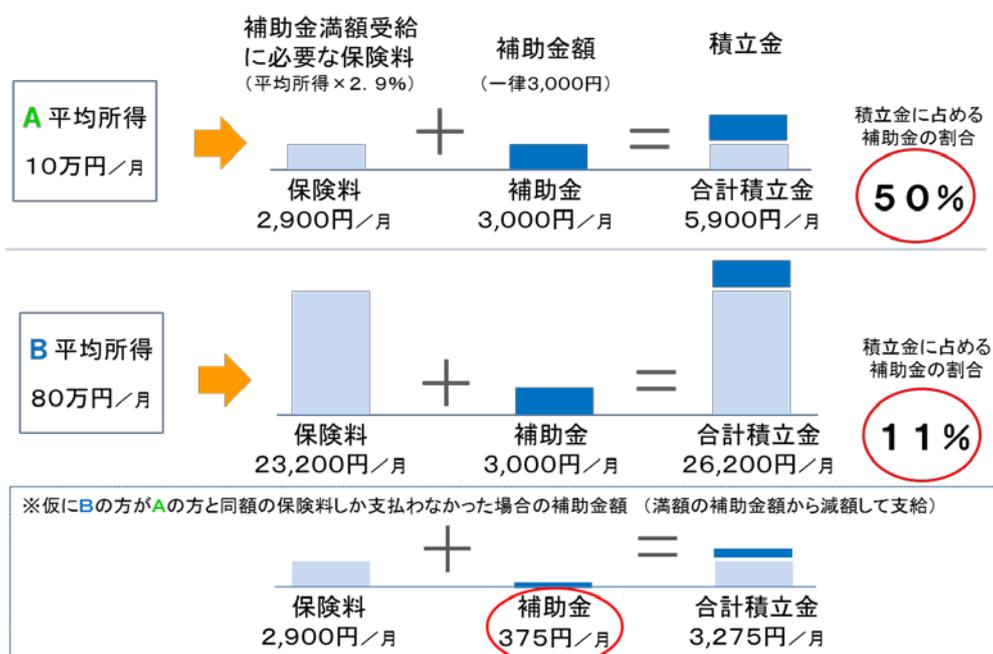
②低所得者（低年金者）層に重点を置いた政策支援の在り方

自助努力を促すための政策支援を検討するにあたり、特に公的支援の必要性が高い低所得者（低年金者）層への支援・効果性は重要な視点となります。

そのため、所得が低い方ほど制度加入のメリットが高まるように、所得に応じた保険料支払いを条件に、保険料支払時に一律の補助金を支給することとします。すなわち、高所得者が低所得者と同額の補助金を受給するためには、より多くの保険料を支払うことが必要となります。そのことによって、所得の低い方ほど積立金に占める補助金の割合は大きくなります（**図表 23**）。

また、保険料支払時に補助金を支給することにより、加入するメリットがシンプルに伝わり、制度加入に対するインセンティブが大きく働くものと考えられます。

【図表 23】 補助金のイメージ



③『長寿安心年金』の年金額及び補助金の水準（イメージ）

『長寿安心年金』の年金額及び補助金の水準については、今後の社会保障制度の見直し内容や確保可能な財源等、様々な要素を勘案して慎重に決定することが必要となりますが、本提言においては、平成26年財政検証時に想定されている標準世帯（夫は40年間就業、妻は専業主婦）における所得代替率10%程度を基準に年金額を計算し、必要となる積立金額における補助金の割合が20%程度となる補助金額¹³といたします。

上記に基づき計算を行うと、各所得に応じた保険料の本人拠出額、年金月額等は**図表 24**のとおりとなります。

¹³ 補助金については、一定所得以下の方に限定することや、所得が低い方ほど補助金が増額される等、より低所得・低年金者への対応を明確にすることも考えられる。また、制度普及や公的年金の見直しとあわせて段階的に引上げることや、ドイツのリースター年金を参考に、少子化対策・子育て支援として、補助金の水準を子供の人数に応じて増額することも考えられる。

【図表 24】年金額・払込保険料等の試算¹⁴

- －制度加入年齢：20歳（保険料の支払いは60歳迄）
- －支給開始年齢：65歳
- －補助金月額：一律3,000円
- －補助金満額支給に必要な本人拠出月額：平均所得×2.9%
- －予定利率：1.25%

平均所得 月額 【①】	保険料・補助金			積立金額 (65歳時点)	年金月額		(参考) 年金受取総額と 本人拠出総額 が等しくなる年齢
	本人拠出総額 <月額> 【②】	補助金総額 <月額> 【③】	補助金割合 【③/(②+③)】		【④】	所得 代替率	
10万円	139万円 <2,900円>	144.0万円 <3,000円>	50.8%	361万円	1.4万円	17.3%	73歳
20万円	278万円 <5,800円>	144.0万円 <3,000円>	34.1%	530万円	2.1万円	12.7%	76歳
30万円	417万円 <8,700円>	144.0万円 <3,000円>	25.6%	700万円	2.8万円	11.2%	77歳
40万円	556万円 <11,600円>	144.0万円 <3,000円>	20.5%	869万円	3.4万円	10.4%	78歳
42.8万円	595万円 <12,400円>	144.0万円 <3,000円>	19.5%	916万円	3.6万円	10.3%	78歳
50万円	696万円 <14,500円>	144.0万円 <3,000円>	17.1%	1,039万円	4.1万円	10.0%	79歳
60万円	835万円 <17,400円>	144.0万円 <3,000円>	14.7%	1,209万円	4.8万円	9.7%	79歳
70万円	974万円 <20,300円>	144.0万円 <3,000円>	12.9%	1,378万円	5.4万円	9.5%	80歳
80万円	1,113万円 <23,200円>	144.0万円 <3,000円>	11.5%	1,548万円	6.1万円	9.3%	80歳

④国家財政への効果・影響想定

『長寿安心年金』のメインターゲットは、少額であれば保険料支払いが可能な低所得者層から、補助金が一定のインセンティブとして機能する中所得者層となり¹⁵、想定する加入率は、本制度のモデルであるドイツのリースター年金を参考に40%といたします（図表 25）。

国家財政への影響については、仮に『長寿安心年金』と同水準の年金給付を、国民年金と同様の方式で2分の1を公費で賄った場合、年間約8,600億円が必要となりますが、『長寿安心年金』を導入することによって5割程度に圧縮することができ、公費負担は補助金として支給する約4,500億円¹⁶となります（図表 26）。

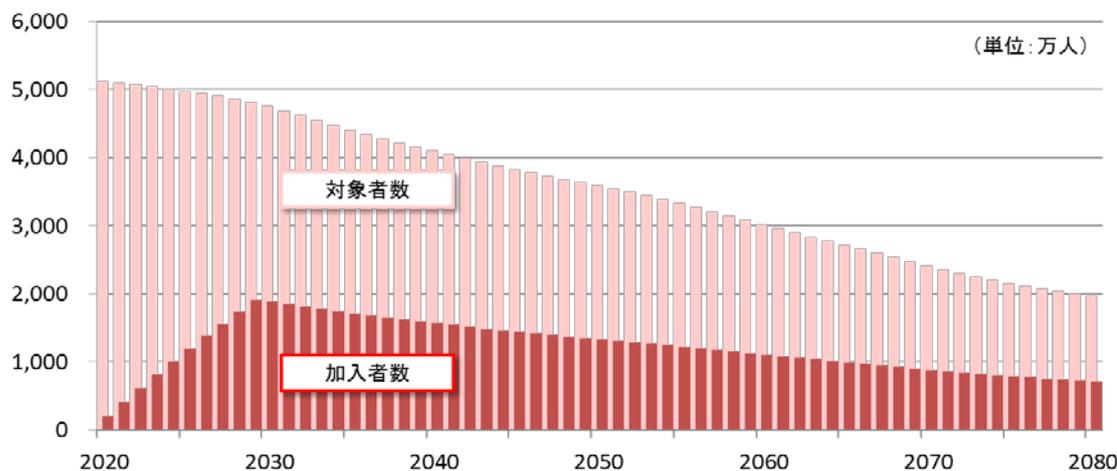
¹⁴ 試算数値については、将来の物価・賃金等の変動は未反映。

¹⁵ 少額であっても、月々の保険料を支払うことが困難な層については、現在と同様に別の社会保障制度の枠組みで支えていくことが必要であり、逆に、所得が極めて高い層については、本制度に加入するインセンティブは低くなるものと考えられる。

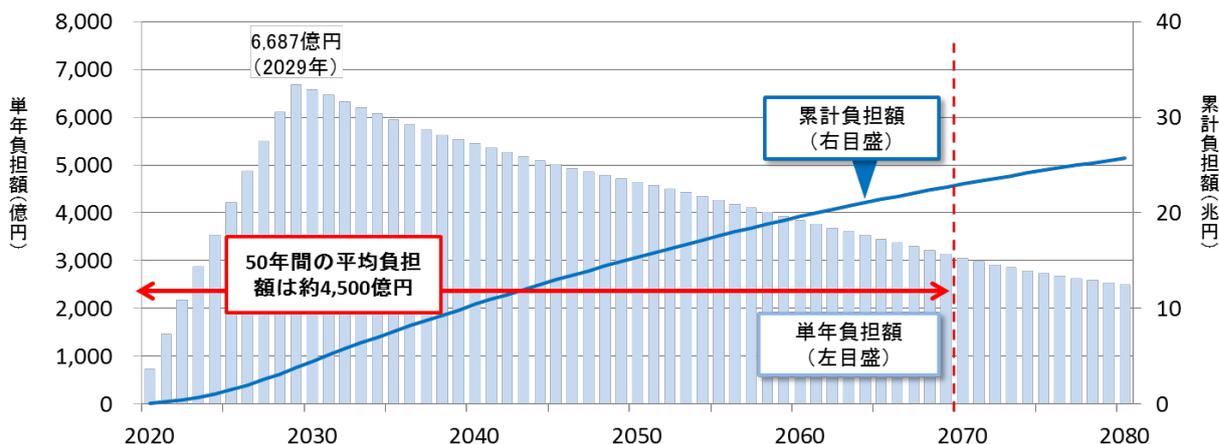
¹⁶ 年間の補助金額は、50年間の平均補助金額。

本制度の導入で一定の老齢期所得が確保されることによって、生活保護費も含めた将来の公費負担の抑制や、老後生活に対する不安の軽減を通じた現役世代の個人消費の活性化等の効果も期待できる¹⁷ものと考えます。

【図表 25】 加入者数の想定



【図表 26】 国庫負担額想定



(注) 試算前提

- ・ 加入対象者：平成 26 年財政検証ケース F～H（出生低位・死亡中位・労働市場への参加が進まないケース）の第 1 号被保険者＋第 2 被保険者。
 - ・ 加入者数：制度導入後 10 年間は加入率が 4% ずつ上昇、10 年経過後は加入率 40% 横ばい、各年の新規加入者は予定死亡率及び予定解約率にしたがい推移
 - ・ 予定解約率：20 歳～39 歳は 0.5%、40 歳以降は 0%（※）、解約者の補助金積立金は国庫へ返還する。
 - ・ 受給者数：各年の 59 歳の加入者を予定死亡率で推移。
 - ・ その他の前提：保険料計算時のモデル加入者と同様の前提、現在価値ベース（賃金・物価変動は未反映）。
- （※）補助金支給総額に対する補助金返還額の割合は、参考制度であるドイツリースター年金の実績 2.5% となるように解約率水準を決定。

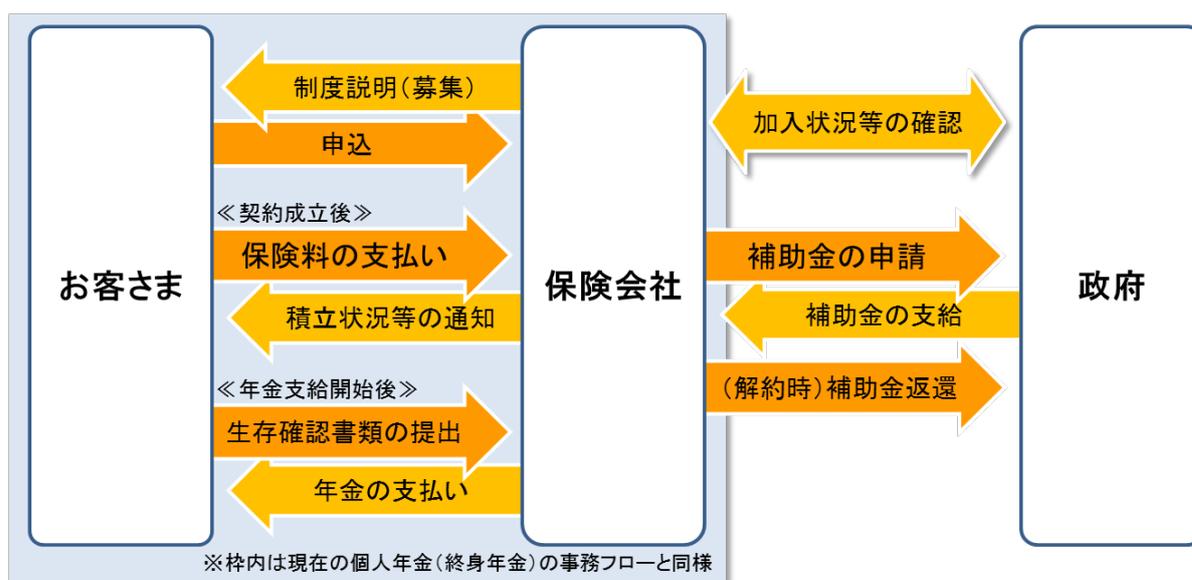
¹⁷ 国民年金加入者を『長寿安心年金』の加入対象としていることから、わかりやすいメリット（補助金）により『長寿安心年金』への加入インセンティブが高まれば、国民年金保険料の納付率改善にも寄与することが期待できる。

⑤制度運営イメージ

制度の実現にあたっては、終身年金の支払い時に必要となる生存確認¹⁸や、補助金の管理業務¹⁹等をどのように運営していくかが、制度の信頼性の観点からも大変重要となります。

これらについては、既に個人年金（終身年金）を提供している保険会社等の既存のインフラを活用することによって、制度運用の大部分は対応可能であると考えます²⁰（図表27）。更に、企業単位で加入者を集約する仕組みや、マイナンバーの活用²¹等によって、制度の運用コストを大きく引き下げることができる可能性があります。

【図表27】制度運営（事務フロー）イメージ



現在、公的年金に関しては、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」によって、保険料の納付状況や将来の年金見込額等を確認することができますが、私的年金については、各保険会社等が提供する情報をもとに、個人が管理することとなります。

『長寿安心年金』の創設とあわせて、公的年金と『長寿安心年金』等を合算した受給見込み額等を提供できる仕組み等を官・民共同で構築することができれば、公的・私的年金にかかるコストを軽減できるとともに、国民一人ひとりが生涯にわたる年金受取額のイメージをより正確に把握できるようになり、生活設計の策定に一層役立つのではないかと考えます。

¹⁸ 毎年の年金支払に必要な「生存確認」については、契約者が生存証明書等を毎年保険会社に提出。

¹⁹ 中途解約については、保険会社から補助金総額（含む利息）及び事務手数料を控除した額を返金。その後、保険会社から政府に補助金総額（含む利息）を返還。

²⁰ 加入者の名寄せ事務や、業務効率化の観点から、各社からの情報を管理する中間とりまとめ機関を設置することも考えられる。

²¹ マイナンバーの活用により、補助金支給のための所得確認、加入者の名寄せ、生存確認等の事務が大幅に効率化できる可能性がある。

おわりに

東北3県を中心に甚大な被害を与えた東日本大震災の発生から、間もなく5年が経過いたしますが、いまだ多くの方々が復旧・復興に向けた懸命な努力を続けられています。

我々生命保険業界は、震災発生直後から、「被災された方が一刻も早くご安心頂けるよう最大限の配慮に基づいた対応を行うこと」との基本方針のもと、お客さまの安否確認活動や保険金等の確実・迅速なお支払等、全社一丸となった取組みを進めてまいりました。

—お客さまの安否確認（平成24年3月16日時点）

・東北3県で約293万名のお客さまの安否を確認（確認率99.97%）

—東日本大震災に係る保険金のお支払件数・金額について（平成25年3月末時点）

・お支払件数：21,027件、 お支払金額：1,599億3,445万円

生命保険は、「相互扶助」の精神に基く助け合いによる保障の仕組であり、生命保険会社の社会的使命は「お客さまに安心をお届けする」「保障責任を果たす」ことであります。

本提言のテーマである社会保障制度の見直しは、その方向性を誤ってしまった場合、将来を担う若い方々等に多大な影響を長期間にわたって与えてしまうこととなります。

社会保障の一翼を担う生命保険業界として、社会保障制度の持続可能性の向上に向けた議論に貢献していくことは、上記震災時の対応と同様に、我々の重要な責務であり、社会的使命でもあります。

生命保険業界として、今後も適宜・適切にその役割を果たしていくとともに、年金分野に限らず、より良い商品やサービスの開発・提供、生命保険等の普及に努め、真の安心社会の実現に向けて、努力してまいりたいと考えております。

以 上

《ご参考》 ドイツ リースター年金について

『長寿安心年金』は、ドイツで導入されているリースター年金を制度のモデルとしており、導入の背景や導入後の状況等、社会保障における公と私の連携において、大変示唆に富む内容であるため、概要について、簡単にご紹介させていただきます。

（１）導入の背景

我が国同様、少子高齢化の進展や社会保障財政が逼迫するなかで、2001 年年金改革において、公的年金の給付水準の引下げと併せてリースター年金を導入しました。

給付水準の引下げと、それを補う私的年金制度の導入を併せて行ったことにより、国民の理解を得ることができ、大きな改革が実現いたしました。

（２）リースター年金の状況

リースター年金は、低所得者層も含めて順調に普及し、2014 年度末の契約件数は約 1,600 万件（[図表参-1](#)）（加入対象者は被用者約 3,000 万人）となっています。

高い普及率につながった背景には、入口段階（保険料拠出時）に政府支援（「補助金」あるいは「所得控除」）を行ったことで、加入メリットが国民にわかりやすく伝わったこと等があげられます（[図表参-2](#)）。

（３）リースター年金導入による効果

2009 年時には 52.0%であった公的年金の所得代替率は、少子高齢化の進展等によって、2024 年には 46.2%まで低下することが見込まれていましたが、リースター年金の導入により、50%程度を維持することができる見込みとなっております（[図表参-3](#)）。

リースター年金の導入により、ドイツ政府は、補助金支給や所得控除に伴う財政負担を新たに負うこととなりましたが、公的年金の給付水準の引下げによる負担軽減とを総合的に判断すれば、年金制度にかかる中長期的な国庫負担は抑制されたと評価されております。

ドイツ政府が発行している「年金報告書 2010」によれば、リースター年金への補助金額は、2009 年は 25 億ユーロ（3,250 億円）²²、2024 年には 28 億ユーロ（3,666 億円）になると予測されております（[図表参-4](#)）。

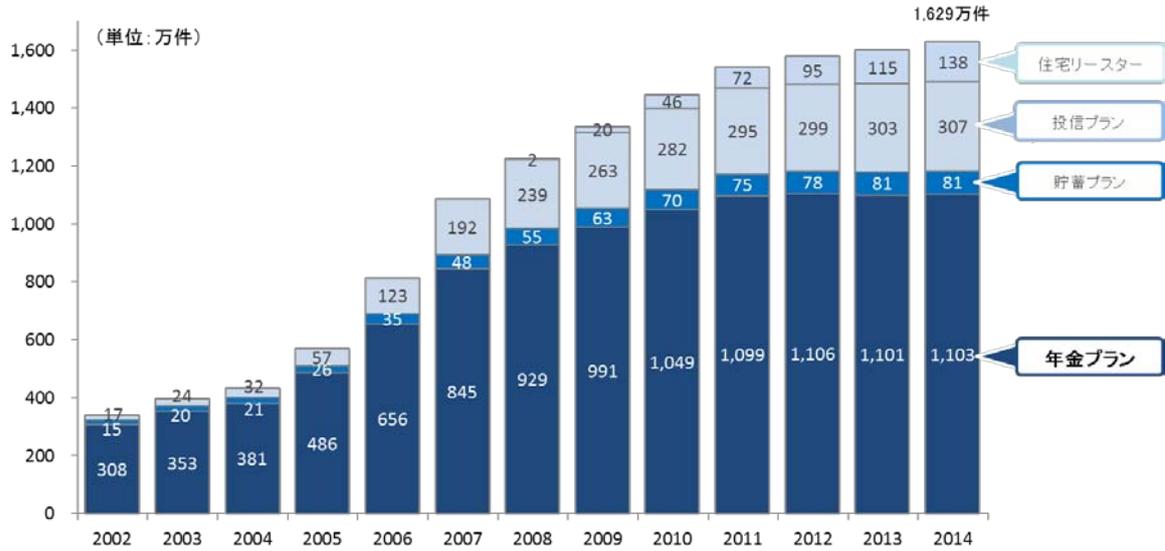
（４）我が国への示唆

上記のとおり、ドイツにおいては、少子高齢化等の構造的課題に対し、私的年金も含めた年金制度全体で高齢期の所得を確保していくといった明確なビジョンを描き、その実現に向けて着実に改革を進めております。

ドイツのリースター年金を巡る一連の年金改革の動きは、同様の課題を抱える我が国においても、参考になるものと考えます。

²² 参考としている数値は全て 1 ユーロ=130 円にて計算。

【図表参-1】 リースター年金の販売件数の推移



※出典：Rentenversicherungsbericht2015 より作成

【図表参-2】 補助金等の仕組み

＜補助金＞

- ・ 基本補助金：年間 154 ユーロ (20,020 円)
- ・ 児童補助金：子ども 1 人につき年間 185 ユーロ (24,050 円)
(2008 年以降生まれた子の場合は年間 300 ユーロ (39,000 円))
- ・ 加入一時金：25 歳以下の者に対して 200 ユーロ (26,000 円)

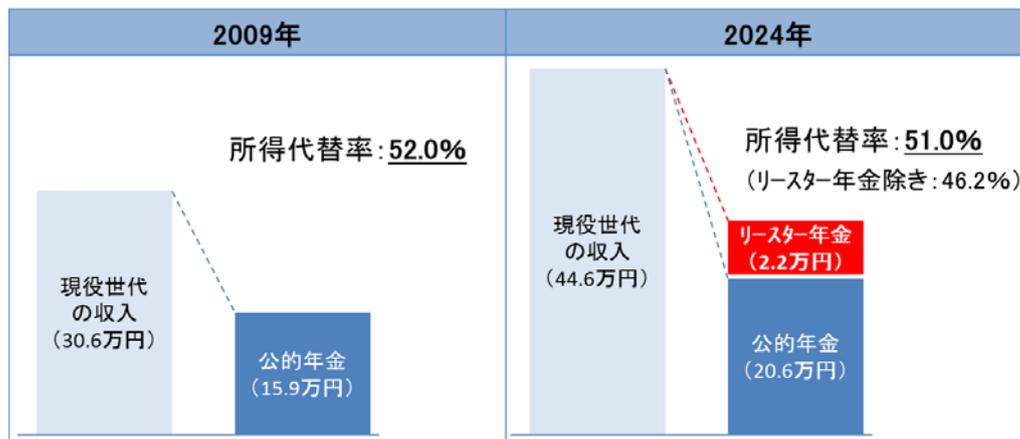
＜補助金満額受給のための要件＞

- ・ 「前年所得 (公的年金保険料の算定対象となる社会保険料算定報酬) × 4% - 補助金」
(掛金総額のうち、年間 2,100 ユーロ (273,000 円) を上限に所得控除も可能)

＜その他＞

- ・ 低所得者層ほど補助金の恩恵が大きく、高所得者層ほど所得控除の恩恵が大きい
- ・ 子供の数が多いほど児童補助金による恩恵が大きい

【図表参-3】 ドイツの被用者の所得代替率の見通し



※出典：Rentenversicherungsbericht2010 より作成

【図表参-4】 補助金が財政に与える影響

年金財政		2009 年	2024 年
公的年金	保険料率（労使折半）	19.9%	20.7%
	総収入	2,393億ユーロ（31.1兆円）	3,517億ユーロ（45.7兆円）
	保険料	1,806億ユーロ（23.5兆円）	2,663億ユーロ（34.6兆円）
	運用収入	2億ユーロ（0.03兆円）	2億ユーロ（0.03兆円）
	国庫負担	573億ユーロ（7.4兆円）	842億ユーロ（10.9兆円）
	総収入に占める割合	24.0%	24.0%
	総支出	2,391億ユーロ（31.1兆円）	3,529億ユーロ（45.9兆円）
	積立金残高	162億ユーロ（2.1兆円）	55億ユーロ（0.7兆円）
リースター年金補助金額（国庫負担）	25億ユーロ（0.3兆円）	28億ユーロ（0.4兆円）	

※出典：Rentenversicherungsbericht2010 より作成

【まとめ】 制度の主な特徴等

<制度の主な特徴>

- ・被用者を対象とする任意加入の「私的年金」
- ・政府から補助金・所得控除の政策支援あり
- 終身年金保険の組込みが必須、元本保証
- 年金プラン・貯蓄プラン・投信プラン・住宅リースターから選択が可能

<要件>

- ・下記5つの要件を満たし、連邦中央税務庁による商品認証が必要
 1. 支給開始年齢は62歳 または法定年金支給開始年齢のいずれか早い方以降
 2. 年金給付時の元本（自己拠出金+補助金）を保証
 3. 遅くとも85歳支給開始の終身年金保険を付加する
 4. 新契約締結費用を最低5年間で毎年均等償却する
 5. 他のリースター契約への移管が可能

<税制>

- ・EET方式（拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税）

<掛金>

- ・最低掛金として年間60ユーロ（7,800円）の拠出が必要

<給付>

- ・62歳（または法定年金支給開始年齢のいずれか早い方）以降、終身年金の選択が基本であるも、年金支給開始時のみ年金原資の30%までの一時金受給が可能

以上

安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて
－ 公的年金を補完する『長寿安心年金』の創設 －

平成 28 年 2 月発行

一般社団法人生命保険協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル 3 階

TEL 03(3286)2651

URL <http://www.seiho.or.jp/>

